

阪神高速道路株式会社 第1回定時株主総会 議事次第

1. 日 時 平成18年6月28日(水曜日) 午後3時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11F 会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第1期(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

報告事項

営業報告書

〔 平成 17 年 10 月 1 日から
平成 18 年 3 月 31 日まで 〕

1. 営業の概況（平成 18 年 3 月 31 日）

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、全体として着実な回復が続き、企業収益の改善により設備投資や個人消費も増加し、安定した景気回復が続きました。関西経済についても、有効求人倍率が大きく改善する等、家計部門を中心とした改善の動きが見られました。

このような経営環境のもと、当社は 債務の確実な返済、 必要な道路を少ない国民負担で建設、 弾力的な料金設定や多様なサービスの提供を目指して、平成 17 年 10 月 1 日に公団から株式会社へと生まれ変わりました。

当期は、平成 18 年度の民営化本格スタートまでの準備期間と位置づけ、今後 45 年間の高速道路事業運営の基本となる協定を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）と締結し、道路整備特別措置法の事業許可を受けるとともに、民間企業に相応しい経営システムを確立するため、様々な社内マネジメント改革に一丸となって取り組みました。

具体的には、 企業理念・経営方針・行動規範等の「経営ビジョン」の確立、 今後 5 年間の当社の進むべき方向として「中期経営計画」の策定、 意識改革のための「全社改革運動」「経営者塾」、挑戦目標を定め PDCA サイクルを実践する「経営計画・実績評価制度」、目標管理制度と成果主義評価制度による「新人事制度」等の導入を実施しました。

さらには、経営理念である「先進の道路サービスへ」を具現化するため、「新渋滞対策アクションプログラム」の策定、「阪神高速お客さまセンター」の開設、「マイレージサービス」「阪神高速多頻度割引」「平日時間帯割引」「土曜、休日割引」の各種 ETC 施策等を実施しました。

以上の結果、当期の営業収益は 105,019 百万円、営業利益は 4,654 百万円、経常利益は 4,655 百万円、当期純利益は 1,179 百万円となり、高速道路株式会社法第 10 条に基づく「平成 17 営業年度事業計画」を上回る結果となりました。なお、事業部門別の概況は次のとおりであります。

〔道路事業〕

当期の道路事業分野につきましては、暫定協定に基づき公団から引き継いだ事業を継続実施し、安全・安心・快適なネットワークの提供に努めるとともに、平成 18 年 4 月からの民営化本格スタートに向けた準備を進めてきました。

そして、平成 18 年 3 月 31 日には機構との間で協定を締結し、これに基づき国土交通大臣から道路整備特別措置法の事業許可を得ました。

また、回数通行券やハイウェイカードに代わるものとして平成 17 年 10 月からマイレージサービス開始等の ETC 普及施策の拡大に努め、その結果、阪神高速道路における ETC 利用率は平

成 18 年 3 月に初めて 60%を超えることとなりました。また交通需要についても、内需の堅調な動きが続くなか交通量が増加したことから、日平均通行台数では前年度に比べ 0.6%の増となりました。この結果、道路事業の営業収益は 104,340 百万円、営業利益は 4,617 百万円となりました。

また、当年度における道路事業の新設投資は、淀川左岸線や大和川線、油小路線といった地域から期待されているネットワーク整備の新設(下表)を実施した結果、14,526 百万円となりました。修繕等の事業については、地震防災対策や道路・交通施設等設置等 11,658 百万円の工事を実施致しました。

(17 年度事業中の路線)

| 路線名 | 区 間 | 延長(km) |
|--------------------------|----------------------------|--------|
| 大阪市道高速道路淀川左岸線 【淀川左岸線】 | 大阪市此花区島屋 2 丁目～同区高見 1 丁目 | 4.4 |
| 大阪府道高速大和川線 【大和川線】 | 堺市築港八幡町～同市常盤町 | 6.5 |
| 神戸市道高速道路 2 号線 【神戸山手線】 | 神戸市長田区南駒栄町～同区蓮池町 | 2.2 |
| 京都市道高速道路 1 号線 【新十条通】 | 京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草西川原町 | 2.8 |
| 京都市道高速道路 2 号線 【油小路線】 | 京都市伏見区竹田向代町～同区向島大黒 | 5.9 |

(関連事業)

関連事業は、不動産賃貸業、休憩所事業、駐車場業、一般土木建築コンサルティング事業等によりスタートしました。

不動産賃貸業は、旧阪神高速道路公団から保有土地を引き継いで事業を開始いたしました。こうした保有土地は地域の利便に供する施設などに賃貸しております。

休憩所事業及び駐車場事業は、関連公益法人が有していた施設を譲り受けて事業を開始し、より多くのお客さまにご利用いただけるようサービスと施設の利便性の向上に努めています。

また、一般土木建築コンサルティング事業は、これまでに蓄積した技術ノウハウを活かし、他事業の道路構造物に関する設計・施工・維持管理をサポートする事業を開始いたしました。

このような事業の取り組みにより、関連事業の営業収益は 679 百万円、営業利益は 37 百万円となりました。また、関連事業における投資額は、既存パーキングエリアの休憩所等の整備工事などを実施した結果、630 百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、民営化の3つの使命である「債務の確実な返済、必要な道路を少ない国民負担で建設、弾力的な料金設定や多様なサービスの提供を実現するため、以下の課題に取り組む必要があると考えています。

〔効率的な経営による強固な財務体質の確立〕

当社は債務の確実な返済のため、建設工事の施工法、規格・構造等の見直しによる建設コスト削減を着実に実施するほか、新技術の導入による補修工法の見直しや料金收受業務における執行体制の見直しなどにより管理費の削減を行うこととしています。

〔必要な道路ネットワークの整備〕

安全・安心・快適な道路ネットワークを整備するため、大阪、兵庫及び京都の各地区において事業路線を、予定した工期、予算で整備します。そのためには、工程管理や事業費管理を厳正に行います。大阪地区では都市再生環状道路の一部である淀川左岸線、大和川線の2路線の整備を推進し、兵庫地区では災害に強い道路ネットワークの充実を図るため神戸山手線を3号神戸線と接続すべく事業を継続します。京都地区においては市内の渋滞を緩和する新十条通と油小路線の2路線の整備を推進します。

〔道路の管理運営〕

多様で弾力的な料金施策を実現し、より公平な料金制度を実現するため、平成20年度を目的に対距離料金制の導入を目指します。また、対距離料金制の円滑な導入の前提となるETC利用率を高めるため、ETC車を対象としたマイレージサービスの実施や料金割引の社会実験等を行うとともに、車載器の普及に向けた取組みを行う必要があると考えています。

また、災害に強いネットワークを提供するため、長大橋梁を含め既存の道路構造物の耐震補強などの対策を推進します。

さらに、安全・安心・快適な道路を維持するため、交通量や事故等の現状に応じた柔軟な管理を行うとともに、計画的で合理的な維持管理を行うため「ブリッジマネジメントシステム」の推進等によるPDCAサイクルの徹底に取り組めます。

(注)ブリッジマネジメントシステム:橋梁・高架構造物の最適な中長期の予算、補修計画の策定を支援するシステム

〔お客さまサービスの向上〕

お客さまのニーズは多様化しており、顧客志向を一層強め、安全快適で渋滞のない道路を目指した取組みを進めていくことが求められています。

このための施策として、料金所渋滞の緩和や料金所周辺の環境改善に寄与し、IT社会に対応するETC施設の整備を進めることとしています。また、道路交通情報を迅速に提供するとともに、安全・安心・快適な道路を維持するため、交通量や事故などの現状に応じた柔軟な管理を行い、更なるお客さまサービスの向上に努めます。

〔関連事業に係る取り組み〕

関連事業については、パーキングエリア事業が平成11年度より減収傾向が続いており(平成17年10月まで関連公益法人による事業)、これに歯止めをかけるべく所要の施設整備等に努めてまいります。駐車場事業は、高架下の未利用地において新規開発を進めるとともに、不採算駐車場の用途転換等を行うことにより効率化を図ります。

また、THRU WAYカードを通じて、阪神高速道路を利用されるお客様のニーズを分析し、沿道地域のさまざまな事業者と連携した地域活性化・利用促進策となる商品の開発を進めていきます。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、上記事業資金の一部に充当することを目的として次のとおり行いました。

平成17年11月、無利子借入金として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より13,050百万円を借り入れました。

平成18年3月、長期借入金として、民間金融機関より11,000百万円を借り入れました。

平成18年3月、政府保証債を6,340百万円発行しました。

(4) 設備投資の状況

当期について実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

ETC 設備等 2,350 百万円

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

| 期 区分 | 第1期 自平成17年10月1日 至平成18年3月31日 |
|---------------|-----------------------------------|
| 営業収益(百万円) | 105,019 |
| 営業利益(百万円) | 4,654 |
| 経常利益(百万円) | 4,655 |
| 当期純利益(百万円) | 1,179 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 58.98 |
| 総資産(百万円) | 172,572 |

(注) 当社の営業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりますが、当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)の施行により平成17年10月1日に設立されたため、第1期については、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までとなります。

2. 会社の概況（平成 18 年 3 月 31 日）

(1) 主要な事業概要

当社は、平成 17 年 10 月 1 日に、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）の施行により設立され、

高速道路の新設及び改築

機構から借り受けた高速道路の管理

休憩所等の建設及び管理

国・地方公共団体等からの委託による道路の新設、改築、管理、調査等

駐車場業、不動産賃貸業等

を主な事業としております。

(2) 主要な事業所の状況

| | |
|-------|-------------------------|
| 本社 | 大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号 |
| 東京事務所 | 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |
| 大阪建設部 | 大阪府住之江区南港北一丁目14番16号 |
| 神戸建設部 | 神戸府中央区新港町16番1号 |
| 京都建設部 | 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 |
| 大阪管理部 | 大阪府港区石田三丁目1番25号 |
| 湾岸管理部 | 大阪府港区弁天一丁目2番1 - 1900号 |
| 神戸管理部 | 神戸府中央区新港町16番1号 |

なお、湾岸管理部は、平成 18 年 4 月 1 日付けで、大阪管理部との統合により廃止いたします。

(3) 株式の状況

| | |
|--------------|--------------|
| 会社の発行する株式の総数 | 80,000,000 株 |
| 発行済株式の総数 | 20,000,000 株 |
| 株主数 | 7 名 |

大株主

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|--------|-------------|---------|--------------|------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 持株比率 |
| 国土交通大臣 | 9,999,996 株 | 50.00 % | - 株 | - % |
| 大阪府 | 2,876,722 | 14.38 | - | - |
| 大阪市 | 2,876,722 | 14.38 | - | - |
| 兵庫県 | 1,827,287 | 9.14 | - | - |
| 神戸市 | 1,827,287 | 9.14 | - | - |
| 京都府 | 295,993 | 1.48 | - | - |
| 京都市 | 295,993 | 1.48 | - | - |

(4) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|-------|--------|--------|--------|
| 818 名 | - 名 | 41.9 歳 | 17.7 年 |

(注) 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含んでいます。

(5) 重要な企業結合の状況

重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|--------|----------|-------------|
| 阪神高速サービス株式会社 | 10 百万円 | 100.0 % | 駐車場・PA 管理事業 |
| 阪神高速技術株式会社 | 20 | 100.0 | 保全点検・維持修繕事業 |

企業結合の経過

当社は、平成 17 年 12 月 14 日付けで阪神高速サービス株式会社の全株式を取得し当社の子会社といたしました。また、平成 18 年 3 月 3 日付けで阪神高速技術株式会社の全株式を取得し当社の子会社といたしました。

企業結合の成果

前記 2 社の子会社の売上高の合計は 312 百万円、経常利益の合計は 36 百万円、当期純利益の合計は 22 百万円であります(平成 18 年 3 月 31 日)。

(6) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 | 借入先が有する当社の株式数及び議決権比率 | |
|-----------------------|------------|----------------------|-----|
| 財務省 | 61,742 百万円 | - 株 | - % |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 11,574 | - | - |

(7) 取締役、監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担当又は主な職業 |
|-----------|---------|-------------------------------|
| 代表取締役会長 | 田 中 宰 | |
| 代表取締役社長 | 木 下 博 夫 | |
| 常 務 取 締 役 | 伊 丹 二 郎 | (兼執行役員：総務人事部、監査室、お客さまサービス室担当) |
| 常 務 取 締 役 | 田 村 恒 一 | (兼執行役員：計画部、交通環境室担当) |
| 常 務 取 締 役 | 南 部 隆 秋 | (兼執行役員：建設事業部、技術管理室担当) |
| 常 務 取 締 役 | 並 川 滋 | (兼執行役員：業務部、保全施設部、情報システム管理室担当) |
| 監査役（常勤） | 福 田 博 | |
| 監査役（非常勤） | 千 畑 一 郎 | ホソカワミクロン株式会社取締役 |
| 監査役（非常勤） | 松 村 博 | 財団法人阪神高速道路管理技術センター理事 |

- (注) 1. 上記取締役、監査役は、平成 17 年 9 月 27 日開催の阪神高速道路株式会社の創立総会において選任されたものです。
2. 監査役は、全員、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に規定する社外監査役であります。

なお、上記のとおり 4 名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|---------|---------|---------------|
| 執 行 役 員 | 幸 和 範 | 経営企画部、関連事業室担当 |
| 執 行 役 員 | 浅 野 博 司 | 経理部担当 |
| 執 行 役 員 | 本 庄 敬 選 | 品質・安全管理室担当 |

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | | 摘要 |
|------------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----|
| | 支給 人員 | 支給 額 | 支給 人員 | 支給 額 | 支給 人員 | 支給 額 | |
| | 名 | 百万円 | 名 | 百万円 | 名 | 百万円 | |
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬 | 6 | 56 | 3 | 14 | 9 | 70 | |
| 計 | | 56 | | 14 | | 70 | |

(注) 創立総会の決議に基づく報酬限度額は、取締役にあつては、年額総額 200 百万円以内、監査役にあつては、年額総額 70 百万円以内であります。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日)

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部

| | | | |
|--------------|--------|--------|---------|
| 流動資産 | | | |
| 現金預金 | | 34,710 | |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 11,825 | |
| 未収入金 | | 1,356 | |
| 未収消費税等 | | 418 | |
| 仕掛道路資産 | | 71,762 | |
| 貯蔵品 | | 127 | |
| 受託業務前払金 | | 2,397 | |
| 前払費用 | | 24 | |
| その他の流動資産 | | 102 | |
| 貸倒引当金 | | 47 | |
| | 流動資産合計 | | 122,677 |
| 固定資産 | | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 974 | | |
| 構築物 | 13,202 | | |
| 機械装置 | 13,987 | | |
| 車両運搬具 | 438 | | |
| 工具器具備品 | 223 | | |
| 土地 | 153 | | |
| 建設仮勘定 | 6,554 | 35,532 | |
| 無形固定資産 | | | |
| 特許権 | 0 | | |
| ソフトウェア | 269 | | |
| その他 | 1 | 270 | 35,803 |
| B 関連事業固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 902 | | |
| 構築物 | 303 | | |
| 機械装置 | 26 | | |
| 工具器具備品 | 62 | | |
| 土地 | 1,667 | 2,963 | 2,963 |
| C 各事業共用固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 3,021 | | |
| 構築物 | 51 | | |
| 車両運搬具 | 9 | | |
| 工具器具備品 | 115 | | |
| 土地 | 2,996 | 6,195 | |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | 3,253 | | |
| その他 | 87 | 3,341 | 9,536 |
| D その他の固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 土地 | | 1,263 | 1,263 |
| E 投資その他の資産 | | | |
| 子会社株式 | | 50 | |
| 長期前払費用 | | 88 | |
| その他の投資等 | | 141 | 280 |
| | 固定資産合計 | | 49,847 |
| 繰延資産 | | | |
| 道路建設関係社債発行差金 | | 47 | |
| | 繰延資産合計 | | 47 |
| | 資産合計 | | 172,572 |

負債の部

| | | | |
|-----------------|---------|--|----------------|
| 流動負債 | | | |
| 高速道路事業営業未払金 | 18,716 | | |
| 未払金 | 1,165 | | |
| 未払費用 | 442 | | |
| 未払法人税等 | 2,059 | | |
| 預り金 | 57 | | |
| 受託業務前受金 | 2,930 | | |
| 前受金 | 8,041 | | |
| 賞与引当金 | 879 | | |
| 回数通行券払戻引当金 | 3,867 | | |
| ハイウェイカード損失補填引当金 | 6 | | |
| その他の流動負債 | 55 | | |
| | 流動負債合計 | | 38,222 |
| 固定負債 | | | |
| 道路建設関係社債 | 6,340 | | |
| 道路建設関係長期借入金 | 78,845 | | |
| その他の長期借入金 | 9,139 | | |
| 受入保証金 | 67 | | |
| 退職給付引当金 | 17,912 | | |
| マイルージ割引引当金 | 287 | | |
| その他の固定負債 | 578 | | |
| | 固定負債合計 | | 113,170 |
| | 負債合計 | | <u>151,392</u> |
| | 資本の部 | | |
| 資本金 | | | 10,000 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 10,000 | | |
| | 資本剰余金合計 | | 10,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| 当期末処分利益 | 1,179 | | |
| | 利益剰余金合計 | | 1,179 |
| | 資本合計 | | <u>21,179</u> |
| | 負債・資本合計 | | <u>172,572</u> |

損益計算書

(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

| | | | |
|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 経常損益の部 | | | |
| (営業損益の部) | | | |
| . 高速道路事業営業損益 | | | |
| 1. 営業収益 | | | |
| 料金収入 | 87,949 | | |
| 道路資産完成高 | 13,966 | | |
| その他の売上高 | <u>2,424</u> | 104,340 | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 道路資産賃借料 | 64,932 | | |
| 道路資産完成原価 | 13,966 | | |
| 管理費用 | <u>20,824</u> | <u>99,723</u> | |
| 高速道路事業営業利益 | | | 4,617 |
| . 関連事業営業損益 | | | |
| 1. 営業収益 | | | |
| 休憩所等事業収入 | 52 | | |
| 駐車場事業収入 | 269 | | |
| 受託業務収入 | 344 | | |
| その他営業事業収入 | <u>12</u> | 679 | |
| 2. 営業費用 | | | |
| 休憩所等事業費 | 95 | | |
| 駐車場事業費 | 62 | | |
| 受託業務事業費 | 380 | | |
| その他営業事業費 | <u>103</u> | <u>641</u> | |
| 関連事業営業利益 | | | <u>37</u> |
| 全事業営業利益 | | | 4,654 |
| (営業外損益の部) | | | |
| 1. 営業外収益 | | | |
| 有価証券利息 | | 1 | |
| 土地物件貸付料 | | 0 | |
| 雑収入 | | <u>105</u> | 107 |
| 2. 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | | 69 | |
| 創立費償却 | | 1 | |
| 雑損失 | | <u>35</u> | <u>106</u> |
| 経常利益 | | | <u>4,655</u> |
| 特別損益の部 | | | |
| 1. 特別利益 | | | |
| 固定資産売却益 | | <u>144</u> | 144 |
| 2. 特別損失 | | | |
| 固定資産売却損 | | 12 | |
| 固定資産除却費 | | 52 | |
| 減損損失 | | 117 | |
| その他特別損失 | | <u>1,495</u> | <u>1,677</u> |
| 税引前当期純利益 | | | 3,122 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,943 | |
| 法人税等調整額 | | <u>-</u> | <u>1,943</u> |
| 当期純利益 | | | <u>1,179</u> |
| 当期末処分利益 | | | <u>1,179</u> |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式: 移動平均法による原価法によっている。
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 仕掛道路資産: 個別法による原価法によっている。
 - (2) 貯蔵品: 発生材は個別法による原価法によっている。
貯蔵物品は後入先出法による原価法によっている。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産: 定額法によっている。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
 - (2) 無形固定資産: 定額法によっている。
ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
 - (3) 長期前払費用: 定額法によっている。
4. 繰延資産の処理方法
 - (1) 創立費: 支出時に全額費用処理している。
 - (2) 道路建設関係社債発行費: 支出時に全額費用処理している。
 - (3) 道路建設関係社債発行差金: 社債償還期限にわたって均等額を償却している。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上している。
 - (3) 回数通行券払戻引当金
回数通行券の廃止に伴う払戻による損失に備えるため、販売実績、使用実績および払戻実績に基づいて算出した発生見込額を計上している。
 - (4) ハイウェイカード損失補填引当金
ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種ごとに販売額を超えての利用又は払戻し請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上している。
なお、当該引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金である。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしている。
 - (6) マイレージ割引引当金
ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上している。
6. 支払利息の仕掛道路資産への原価参入
仕掛道路資産に係る建設期間中の支払利息については、取得原価に算入している。なお、期末の仕掛道路資産に含まれる支払利息は9,206百万円である。また当期に取得原価に算入した金額は、545百万円である。
7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 支配株主に対する金銭債権債務
短期金銭債権 182 百万円
2. 子会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 19 百万円
短期金銭債務 25 百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額
1,336 百万円

4. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務に関する事項

| (単位:百万円) | |
|------------------|--------|
| イ 退職給付債務 | 24,737 |
| ロ 年金資産 | 7,290 |
| ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 17,446 |
| ニ 未認識数理計算上の差異 | 466 |
| ホ 未認識過去勤務債務 | - |
| ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ) | 17,912 |

(3) 退職給付費用に関する事項

| (単位:百万円) | |
|---------------------|-----|
| イ 勤務費用 | 453 |
| ロ 利息費用 | 242 |
| ハ 期待運用収益 | 15 |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | - |
| ホ 過去勤務債務の費用処理額 | - |
| ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 680 |

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|----------|
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ 割引率 | 2.00% |
| ハ 期待運用収益率 | 0.46% |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理年数 | 10年(定額法) |
| ホ 過去勤務債務の費用処理年数 | 一括費用処理 |

5. 協定による道路資産賃貸料の未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃貸料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりである。

なお、当該賃貸料の支払期日は平成62年9月30日である。

| | |
|------|---------------|
| 1年以内 | 147,723 百万円 |
| 1年超 | 9,106,458 百万円 |
| 合計 | 9,254,181 百万円 |

6. 担保に供している資産

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条に基づき、総財産を社債(6,340百万円)の一般担保に供しております。

7. 保証債務等

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条等による連帯債務
1,337,364 百万円

保証金額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受によって、その対象となる債務を貸借対照表から除外した金額 13,024百万円

8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(損益計算書関係)

1. 支配株主との取引高

| | |
|------------|---------|
| 営業取引 | |
| 高速道路事業営業費用 | 145 百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 182 百万円 |

2. 子会社との取引高

| | |
|------------|--------|
| 営業取引 | |
| 関連事業営業収益 | 56 百万円 |
| 高速道路事業営業費用 | 9 百万円 |
| 関連事業営業費用 | 13 百万円 |

3. その他特別損失
回数通行券の廃止に伴うETCへの付替による利用に備えるための見込額

4. 1株当たりの当期純利益
58円98 銭
(注) 1株当たりの当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりである。

| | |
|------------------|--------------|
| 当期純利益 | 1,179 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - 百万円 |
| (うち利益処分による役員賞与金) | (- 百万円) |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,179 百万円 |
| 期中平均株式数 | 20,000,000 株 |

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 30 日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

| | | |
|---------|-------------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 北浦 康弘 | ㊞ |
| 業務執行社員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 阿部 修二 | ㊞ |
| 業務執行社員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 林 由佳 | ㊞ |
| 業務執行社員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 坂井 俊介 | ㊞ |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2 条第 1 項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 1 期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画及び業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から子会社の状況を含め報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社による無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年6月2日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 博 ㊟

監査役 千畑 一郎 ㊟

監査役 松村 博 ㊟

(注) 常勤監査役福田博、監査役千畑一郎及び監査役松村博は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

本議案の内容は、以下に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきまして、当社としては、高速道路事業等の将来の不確定要因に備えるため、財務体質を強化することが重要であると認識しており、本議案のとおりとさせていただきたいと存じます。可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願いいたします。

利益処分案

阪神高速道路株式会社
(単位:円)

| | | | |
|------------------|------------------|------------------------|-----------------|
| . 当期末処分利益 | | 1,179,592,847 | |
| (うち当期純利益) | | <u>(1,179,592,847)</u> | |
| | | | 1,179,592,847 |
| これを次のとおり処分いたします。 | | | |
| . 利益処分額 | | | |
| 高速道路事業別途積立金 | 1,176,536,653 | | |
| 関連事業別途積立金 | <u>3,056,194</u> | <u>1,179,592,847</u> | |
| . 次期繰越利益 | | | <u><u>0</u></u> |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法で原則普通決議とされた株主総会における取締役の解任について、従来どおりの取扱いを踏襲し、特別決議とするための規定を追加するもの(変更案第17条第4項)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を追加するもの(変更案第22条第2項)。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を追加するもの(変更案第35条第2項)。

その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うもの。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 変更案 | 現行定款 |
|----------------------|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (商号) 第1条 <現行のとおり> | (商号) 第1条 本会社は、高速道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法により設立し、阪神高速道路株式会社と称する。 |
| 2 <現行のとおり> | 2 前項の商号は、英文では Hanshin Expressway Company Limited とする。 |
| (目的) 第2条 <現行のとおり> | (目的) 第2条 本会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。 (1)道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築 (2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。) (3)高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 |

2 <現行のとおり>

(4)前3号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

(5)前各号の事業に附帯する事業

2 本会社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。

(1)駐車場業、自動車ターミナル業及び倉庫業

(2)一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事及び設備工事に関する設計、測量、監理及び施工

(3)橋梁工事に関する設計、測量、監理及び施工

(4)不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸及び管理並びに公共用地の取得に関する補償コンサルタント業

(5)下記物品に関する貿易、売買、製造及び加工
道路施設用電気・通信機械器具及び土木・建築工事用資機材

一般機械器具、輸送用機械器具及び精密機械器具

骨材・石膏品及びコンクリート製品

古物及び金属くずその他の再生資源

看板・標識案内板等

食料品、清涼飲料水及び酒類

飼料及び肥料

がん具

(6)下記施設の経営

飲食店及び宿泊施設

売店、コンビニエンスストア、ショッピング・センター、ホームセンター、ガソリンスタンド及び薬局
映画館、遊園地、遊戯場、貸スタジオ、易断所及びスポーツ施設

学校教育法による各種学校・学習塾等の教育・研修施設及び文化施設

保育所、託児所、老人ホーム、通所・短期入所介護施設及び医療施設

(7)道路運送法による自動車道事業及び自動車運送事業並びに港湾運送事業

(8)発電及び電気供給事業、電気通信事業、ガスパイプライン事業並びに上下水道・工業用水道事業

| | |
|---|---|
| | <p>(9) 出版業、広告業、放送業及び情報処理・提供サービス業</p> <p>(10) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリングその他のソフトウェアの取得・提供・販売</p> <p>(11) 自動車等販売業、自動車整備業、自動車運転代行業並びに路上における故障車、事故車等の救援及び移動に関する業務</p> <p>(12) 旅行業及び物品預り業</p> <p>(13) 療術業、洗濯業、理容・美容業、公衆浴場業、履物修理業、写真現像等の取次業、チケット類販売業及び郵便局受託業並びに冠婚葬祭及び各種催物の企画・立案・運営</p> <p>(14) 総合リース・レンタル業</p> <p>(15) 金融業及び損害保険代理業その他の保険媒介代理業</p> <p>(16) 警備業、労働者派遣業及び介護保険法による居宅サービス事業等の介護サービス業</p> <p>(17) 園芸農業、林業、漁業及び鉱業並びに農水産物の加工・販売</p> <p>(18) 一般廃棄物・産業廃棄物の処理及びその再生製品の販売並びに温室効果ガス排出権の取引</p> <p>(19) 前各号に関連する企画、調査、研究、コンサルティング及び技術の開発</p> <p>(20) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> |
| (本店の所在地) 第3条 <現行のとおり> | (本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を大阪府大阪市に置く。 |
| (機関) 第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 | |
| (公告方法) 第5条 <現行のとおり> | (公告の方法) 第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。 |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、80百万株とする。 | (会社が発行する株式の総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は、80百万株とする。 |

| | |
|---|--|
| <p>(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>(1単元の株式数) 第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> |
| <p>(基準日) 第8条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 <現行のとおり></p> | <p>(基準日) 第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> |
| <p>(株主名簿管理人) 第9条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置き、株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行うことを委託することができる。 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> | <p>(名義書換代理人) 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。 2 名義書換代理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> |
| <p>(株式取扱規程) 第10条 本会社が発行する株券の種類並びに株主名簿の作成及び備置き、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> | <p>(株式取扱規程) 第9条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p> | <p>第 3 章 株主総会</p> |
| <p>(株主総会の招集) 第11条 <現行のとおり></p> | <p>(株主総会の招集) 第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>(株主総会の開催地) 第11条 株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれかにおいて開催する。</p> |
| <p>(株主総会の議長) 第12条 <現行のとおり></p> | <p>(株主総会の議長) 第12条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。</p> |
| <p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 <u>会社法第309条第2項に規定する特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> | <p>2 <u>商法第343条に規定する特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> |
| <p>(議決権の代理行使) 第14条 <現行のとおり></p> <p>2 <現行のとおり></p> | <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。</p> |
| <p>(株主総会の議事録) 第15条 <u>株主総会の議事については法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> | <p>(株主総会の議事録) 第15条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> |
| <p>(取締役の員数) 第16条 <u>本会社の取締役は、10名以内とする。</u></p> | <p>(取締役の員数) 第16条 <u>本会社に10名以内の取締役を置く。</u></p> |
| <p>(取締役の選任及び解任決議) 第17条 <u>取締役は、株主総会において選任及び解任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <現行のとおり></p> <p>4 <u>取締役の解任決議は、第13条第2項に定めるところによる。</u></p> | <p>(取締役の選任決議) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらない。</p> |
| <p>(取締役の任期) 第18条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <現行のとおり></p> | <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定する。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>定める。</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 <現行のとおり></p> | <p>2 取締役会の決議により、取締役の中から会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 <現行のとおり></p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知) 第21条 <現行のとおり></p> <p>2 <現行のとおり></p> | <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の前項の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> | <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> |
| <p>(取締役会規程) 第24条 <現行のとおり></p> | <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> |
| <p>(取締役の責任免除) 第25条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任免除) 第25条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> |

| | |
|---|---|
| (相談役及び顧問) 第26条 <現行のとおり> | (相談役及び顧問) 第26条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。 |
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 |
| (監査役の員数) 第27条 本会社に <u>監査役は、4名以内とする。</u> | (監査役の員数) 第27条 本会社に4名以内の監査役を置く。 |
| (監査役の選任決議) 第28条 <現行のとおり> | (監査役の選任決議) 第28条 第17条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。 |
| (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <現行のとおり> | (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 |
| (常勤の監査役) 第30条 監査役会は、 <u>その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u> | (常勤監査役) 第30条 監査役は、 <u>互選により常勤監査役若干名を定める。</u> |
| (監査役会の招集通知) 第31条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり> | (監査役会の招集通知) 第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。 |
| (監査役会の決議方法) 第32条 <現行のとおり> | (監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 |
| (監査役会の議事録) 第33条 監査役会の議事については、 <u>法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> | (監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 |
| (監査役会規程) 第34条 <現行のとおり> | (監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 |

| | |
|--|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 本社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 本社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 本社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> |
| <p>第 6 章 会計監査人</p> | |
| <p>(会計監査人の選任決議)</p> <p>第36条 第17条第1項の規定は、<u>会計監査人に準用する。</u></p> | |
| <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> | |
| <p>第 7 章 計 算</p> | |
| <p>(事業年度)</p> <p>第38条 本社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> | <p>(営業年度)</p> <p>第36条 本社の営業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>2 前項の<u>配当</u>については、<u>支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>3 第1項の<u>配当</u>には、<u>前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p> | <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2 前項の<u>配当金</u>については、<u>支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>3 第1項の<u>配当金</u>には、<u>前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p> |
| <p>(中間配当)</p> <p>第40条 本社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に中間配当を支払うことができる。</u></p> | <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 本社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金を支払うことができる。</u></p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 2 前条第2項及び第3項の規定は、 <u>中間配当</u> に準用する。 | 2 前条第2項及び第3項の規定は、 <u>中間配当金</u> に準用する。 |
| 附 則 | 附 則 |
| (設立に際して発行する株式) 第1条 <現行のとおり> | (設立に際して発行する株式) 第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、20百万株とし、1株の発行価格は、1000円、1株の発行価格中資本に組み入れない額は、500円とする。 |
| (設立の際の出資) 第2条 <現行のとおり> | (設立の際の出資) 第2条 本会社の設立に際し、阪神高速道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法第7条の規定により、同法第15条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとし、その価格は200億円とし、これに対し、20百万株を割り当てる。 |
| (最初の取締役及び監査役の任期) 第3条 <現行のとおり> | (最初の取締役及び監査役の任期) 第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| (最初の営業年度) 第4条 <現行のとおり> | (最初の営業年度) 第4条 本会社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から平成18年3月31日までとする。 |
| (設立費用) 第5条 <現行のとおり> | (設立費用) 第5条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。 |

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---|------------|
| 1 | たなか おさむ 田中 宰 (昭和15年11月1日) | 昭和38年4月 松下電器産業(株)入社 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 専務取締役 平成15年6月 同 代表取締役副社長 平成17年6月 同 顧問 平成17年10月 阪神高速道路(株)代表取締役会長 (現在に至る) | なし |
| 2 | きのした ひろお 木下 博夫 (昭和18年1月5日) | 昭和42年4月 建設省入省 平成11年7月 国土庁長官官房長 平成12年6月 国土事務次官 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同 理事長 平成17年10月 阪神高速道路(株)代表取締役社長 (現在に至る) | なし |
| 3 | いたみ じろう 伊丹 二郎 (昭和19年1月10日) | 昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成10年5月 同 用地部長 平成11年5月 同 人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター-常務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) | なし |
| 4 | たむら つねかず 田村 恒一 (昭和19年12月12日) | 昭和42年4月 大阪府採用 平成10年4月 同 副理事 平成11年5月 同 土木部技監 平成13年4月 同 土木部長 平成15年4月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) | なし |
| 5 | なんぶ たかあき 南部 隆秋 (昭和23年10月23日) | 昭和49年4月 建設省入省 平成13年5月 国土交通省道路局有料道路課長 平成13年7月 同 道路局国道課長 平成15年1月 同 四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) | なし |
| 6 | ゆき かずのり 幸 和範 (昭和22年11月15日) | 昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成12年5月 同 総務部企画調整室長 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路(株)執行役員 (現在に至る) | なし |

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況) | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|----------------------------------|--|----------------|
| 1 | ふくだ ひろし 福田 博 (昭和24年9月14日) | 昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同 情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 中国管区警察局長 平成17年10月 阪神高速道路(株)監査役 (現在に至る) | なし |
| 2 | ちばた いちろう 千畑 一郎 (大正15年8月6日) | 昭和23年4月 田辺製薬(株)入社 昭和62年7月 同 代表取締役副社長 平成1年6月 同 代表取締役社長 平成9年6月 同 代表取締役会長 平成11年6月 同 相談役・名誉会長 平成12年12月 ホソカワミクロン(株)取締役 平成17年10月 阪神高速道路(株)監査役 (現在に至る) | なし |
| 3 | まつむら ひろし 松村 博 (昭和19年1月8日) | 昭和44年4月 大阪市採用 平成6年4月 同 建設局副理事 平成7年10月 同 計画局副理事 平成11年4月 同 計画調整局理事 平成16年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター-理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)監査役 (現在に至る) | なし |

(注1)各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注2)福田氏、千畑氏、松村氏の各氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

取締役並川滋氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|-------|-----------------------------|
| 並 川 滋 | 平成17年10月 当社常務取締役 (現在に至る) |